

ふれあい広場 入浴サービス りぼん
委託障がい者入浴介護事業 運営規定

(事業の目的)

第1条

この規程は、ふれあい広場 が開設する ふれあい広場 入浴サービス りぼん（以下「事業所」という。）が行う委託障がい者訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス従業員が、要介護状態にある障がい者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な委託障がい者訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1、事業所の従業員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の維持、心身機能の維持等を図る。
- 2、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1、名称 ふれあい広場 入浴サービス りぼん
- 2、所在地 埼玉県新座市東北2-29-12

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1、管理者 1名（サービス従業員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも委託障がい者訪問入浴介護の提供に当るものとする。
- 2、サービス従業員
看護職員 1名以上
介護職員 2名以上
サービス従業員は、委託障がい者訪問入浴介護の提供に当る。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1、営業日月曜日から金曜日までとする。ただし12月30日から1月3日までを除く。
- 2、営業時間AM9：00からPM5：30までとする。

(委託障がい者訪問入浴介護の内容等)

第6条

委託障がい者訪問入浴介護の内容は「民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスのガイドラインについて」（昭和63年9月16日老福台27号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）の別紙「在宅入浴サービスガイドライン」に定める基準に沿って創意工夫した内容とし、実施に当たっては、次のマニュアルを定め、サービス従業者に遵守を徹底する。

- (1) 設備・器具類の消毒方法、保管方法等を盛り込んだ安全衛生管理基準
- (2) サービスの実施方法を定めたマニュアル

(利用料金等)

第7条

委託障がい者訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準によるものとし、利用料は弊社が定めた額とする。

(緊急時における対応方法)

第8条

サービス従業員は、委託訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条

- 1、利用者に対する委託障がい者訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに医療機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(通常の実業の実施地域)

第10条

通常の実業の実施地域は、新座市、志木市、朝霞市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、清瀬市、東久留米市、西東京市、和光市、所沢市、練馬区とする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供したサービス等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図る為に次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という）の設置等に関する事

ア 虐待防止委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

イ 虐待防止の為の指針の整備

ウ 虐待防止の為の研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(身体拘束適等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次の措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化の為の指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化の為の研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従業員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする）を概ね6月に1回以上開催すると共にその結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対しサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業員に対し業務継続計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意点)

第17条

1、事業所は、従業員の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修採用後1か月以内

(2) 継続研修年1回以上

- 2、従業員は、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3、従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する為、従業員ではなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4、この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、ふれあい広場代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

附則

この規則は平成19年7月1日から施行する。
平成21年7月10日改定施行。
平成25年4月1日改定施行。
令和6年4月1日改定施行。